



**保険料免除制度**

平成23年度の国民年金の保険料は月額15,020円です。

国民年金の保険料を納めることが経済的に困難なときには、申請をして認められれば保険料の全額、または一部が免除となる「保険料免除制度」や「一部納付（免除制度）」などがあり、保険料の未納を防止できることになっています。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態では、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ぜひ活用しましょう。

免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、2年を過ぎると加算額がつかます。

すでに免除等の承認を受けている方が、引き続き免除の申請をされる場合も原則としては毎年度申請が必要です。

お支払いが困難なときでも未納のままにせず、免除制度をはじめ、納付猶予や納付特例などの制度がありますので、気軽にご相談ください。

なお、免除等は原則7月から翌年6月までの期間を対象として審査します。ただし、7月に申請する場合に限って前年7月から前月6月分の期間についても申請できます。

**▼免除の対象となる所得基準**

保険料の免除を受けるには、本人のほか、配偶者や世帯主など前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。ただし、所得基準を超えていても災害、失業、事業の廃止などの理由によって保険料が免除される場合があります。



扶養人数	免除対象となる所得のめやす※（ ）内は収入			
	全額免除	4分の3免除	2分の1免除	4分の1免除
3人扶養 (夫婦、子ども2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
1人扶養 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
扶養なし	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (277万円)	189万円 (296万円)

**ご存知ですか？「国民年金基金」**

国民年金基金は、自営業の方など国民年金の第1号被保険者で保険料を納めている60歳未満の方が加入できる国民年金の上乗せ年金として創設された公的な年金制度です。

**▼加入条件**

- ・20歳から60歳未満の方
- ・国民年金保険料を納めている方（農業者年金加入者を除く）
- ・道内に住民票のある方

**▼利点**

- ・掛金は全額社会保険料控除となり税金が軽減されます。
- ・加入したときの掛金や受け取る金額は変わりませんので、自分に合わせた年金設計ができます。
- ・保証付に加入した方が保証期間内に亡くなられた場合、遺族の方に一時金が支給されます。



**◇お問い合わせ先**

住民課戸籍年金医療グループ  
 (電話) 34・2121内線413  
 日本年金機構 旭川年金事務所  
 (電話) 0166・72・5002  
 北海道国民年金基金  
 (電話) 0120・65・4192